

長久手古戦場野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則

長久手古戦場野外活動施設条例施行規則（平成15年長久手町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の変更等)</p> <p>第6条 施設の使用の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、許可の内容を変更し、又は取消しようとするときは、野外活動施設使用変更・取消し申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請を適当と認めたときは、野外活動施設使用変更・取消し許可書(様式第4号)を許可を受けた者に交付するものとする。</p>	<p>(使用の変更等)</p> <p>第6条 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者_____」という。)は、許可の内容を変更し、又は取消しようとするときは、野外活動施設使用変更・取消し申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請を適当と認めたときは、野外活動施設使用変更・取消し許可書(様式第4号)を使用者_____に交付するものとする。</p>
<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第5条第4項の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>許可を受けた者</u>の責に帰することができない事由によって使用できなくなったとき。使用料の全額</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第5条第4項の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用者_____</u>の責に帰することができない事由によって使用できなくなったとき。使用料の全額</p>

(2) (略)

(3) 前2号に定めるものの他特別の理由があるとき。 市長がその都度定める額

2 (略)

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第10条 許可を受けた者は、施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第11条 許可を受けた者は、施設の使用を終了したとき、使用を停止させられたとき又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第12条 施設の利用者及びその関係者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食しないこと。

(3) 騒音又は大声を発する等他人

(2) (略)

(3) 前2号に定めるものの他特別の理由があるとき。 教育委員会がその都度定める額

2 (略)

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第10条 使用者は、施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したとき、使用を停止させられたとき又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。

(5) 許可を受けないで広告類等の掲示又は配布をしないこと。

(6) 許可を受けないで施設又は敷地内において、物品等の展示、販売、金品の募集等の行為をしないこと。

(7) その他施設の運営に支障を来す行為をしないこと。

(野外活動施設運営委員会の委員長等)

第13条 (略)

(会議)

第14条 (略)

(指定管理者の指定の申請)

第15条 条例第11条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに類するもの

(2) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

(3) 事業計画書

(野外活動施設運営委員会の委員長等)

第12条 (略)

(会議)

第13条 (略)

- (4) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (5) 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- (6) 誓約書
- (7) 共同事業体構成員届（共同事業体の場合に限る。）
- (8) 共同事業体の協定内容の分かるもの（共同事業体の場合に限る。）
- (9) その他教育委員会が必要と認める書類  
（読替規定）

第16条 条例第10条の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条から第8条まで及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条から第9条まで及び第11条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条第1項中「市長が」とあるのは「市長の承認を得て指定管理者が」と、第8条第1項中「市長が」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により指定管理者が」と読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 (略)

(雑則)

第14条 (略)

様式第5号（第15条関係）	
---------------	--

【別記1 参照】	
----------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【別記1】

様式第5号（第15条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

長久手古戦場野外活動施設の指定管理者の指定を受けたいので、長久手古戦場野外活動施設条例第11条第1項及び長久手古戦場野外活動施設条例施行規則第15条の規定により申請します。

(添付資料)

- 1 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 3 事業計画書
- 4 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 5 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- 6 誓約書
- 7 共同事業体構成員届（共同事業体の場合に限る。）
- 8 共同事業体の協定内容のわかるもの（共同事業体の場合に限る。）
- 9 その他教育委員会が必要と認める書類